

令和7年9月12日

各園 設置者様

千葉市こども未来局幼児教育・保育部
幼 保 運 営 課

千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の当初交付申請について（周知）

日頃より、本市の保育・幼児教育行政に関し多大なるご協力をいただき、感謝申し上げます。

標記の事業について、令和7年度の当初交付申請について、下記のとおりお知らせします。提出期限が短く恐れ入りますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1 当初交付申請書等提出期限

補助適用月	4月	5月～9月	10月～3月
申請書の申請日	令和7年4月1日	補助開始日	補助開始日
提出期限	9月30日（火）	9月30日（火）	補助開始月の末日

※賃貸借契約書が手元に届かない等の事情でご提出が遅れる場合はご一報ください

2 提出書類

今回から、ペーパーレスの推進及び負担軽減のため、すべてデータ（メール添付）による提出としますのでご協力お願いいたします。

No.	書類名	使用する様式	備考
1	千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	R7交付申請書.xlsx (Excelファイルで提出)	必須
2	千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業計画書（様式第2号）	R7交付申請書.xlsx (Excelファイルで提出)	必須
3	千葉市保育士等宿舎借り上げ支援事業収支予算書（様式第3号）	R7交付申請書.xlsx (Excelファイルで提出)	必須
5	誓約書（様式第4号）※	R7交付申請書.xlsx (Excelファイルで提出)	必須 (この他、「誓約書（保育士用）」を全員分作成し、園で保管してください。千葉市へ

（裏面に続きます）

			の提出は不要です。)
4	雇用証明書	R7 交付申請書.xlsx (Excel ファイルで提出)	必須 (補助申請対象者全員分)
6	不動産賃貸借契約書の写し	なし (PDF で提出)	必須 (補助申請対象者全員分) ・賃借料等、賃貸借契約期間、貸主、借主等の記載があるページは必ずご提出ください。 ・原則として貸主、借主の押印があるものをご提出ください (印なしの場合は、その理由を余白に補記してください)。 ・更新に係る契約書がない場合は、原契約書と更新したことがわかる書類を両方ともご提出ください。
7	保育士証 (資格証) の写し	なし (PDF で提出)	必須 (全員分) ・新卒で未達の場合は保育士登録済通知書で可
8	日割り額・実支払額比較計算表 A	R7 交付申請書.xlsx (Excel ファイルで提出)	月途中で開始または終了する場合は必須
9	日割り額・実支払額比較計算表 B	R7 交付申請書.xlsx (Excel ファイルで提出)	月途中で転居 (借上げ宿舎→借上げ宿舎) する場合は必須
10	市外理由書	市外理由書 (市外物件の場合必要) .doc (word ファイルで提出)	宿舎が市外の場合は必須
11	住民票の写し	なし (PDF で提出)	宿舎が市外の場合は必須

※今年度から、本市へ提出する「誓約書 (様式4号)」は、保育士ではなく法人代表者が記載する様式に変更し、紙での提出は不要とします。なお、保育士からは別途「誓約書 (保育士用)」の提出を受け、必ず各園で保管 (5年) してください (千葉市への提出は不要)。

3 申請書作成上の注意事項について

(1) 補助対象の保育士等 ※一部前年度から変更あり

【新規 (申請)】(令和7年度から新たに対象とする場合)

①～⑤の要件を全て満たす者 (施設長・園長等は除く)

①対象施設：千葉市内に所在する次の施設に雇用されている者

認可保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、

待機児童解消加速化プラン対象認可外保育施設、企業主導型保育事業

②職種：保育士・看護師・准看護師・保健師

(いずれかの資格もしくは免許を保有する方) ※施設長、園長等は対象外

③勤務形態：常勤 (1日6時間以上かつ月20日以上の勤務 ※正規職員でなくても可)

④雇用年度：雇用開始日が属する会計年度から起算して5年目の会計年度末までの者

⑤その他：【R7からの新要件】令和7年4月1日以降に別の法人等で本補助を受けたことがない

者 (千葉市以外の自治体での利用を含む)

	R7.3.31	R7.4.1	R8.3.31
R6年度末までに退職し、R7年度に入って再就職の場合→対象	A法人で利用→○	B法人で利用→○	
R7年度に入って退職し、R7年度中に再就職の場合→対象外	A法人で利用→○	B法人で利用→×	

【継続（利用）】（令和6年度から継続の場合）

令和6年度以前から継続の場合は、補助を開始した年度により最大10年目までの経置措置があります。令和7年度に対象となるかについては、必ず別紙「宿舎借り上げ補助対象早見表（R7）」によりご確認のうえ、申請してください。

●令和7年度からの変更点

国の実施要綱改正により、主に以下の変更があります。

- ・「1人1回限り」の要件の追加
→令和7年4月1日以降、本補助を利用した法人等を退職すると、以後は別の法人等に再就職しても原則として補助を受けることができなくなります。
- ・対象者の雇用年数が6年から5年に縮小

※本事業は、国の補助制度を活用した単年度の事業です。国の動向や千葉市の待機児童・財政状況等の事情により、千葉市で宿舎借り上げ支援事業補助金の実施を終了する決定をした場合は、採用後5年目以内の者であっても、補助終了年度をもって補助金のお支払いは終了となります。

（2）補助対象の住居

雇用する保育士等を居住させる目的で、**補助対象施設を運営する事業者が借り上げている（借主の名義が園設置者となっている）原則市内の住居**（法人や理事・役員等の利害関係者が所有・賃貸する住居は対象外）

※保育士等の借り上げ宿舎として賃借している物件であっても、現に保育士等が居住していない場合は補助対象外です。居住しているか否かは住民票の異動をもって判断いたしますので、賃貸借契約開始日より後に住民票を異動した場合は、住民票異動後から補助対象となります。

（3）補助対象の経費

賃借料、共益費（管理費）、礼金又は更新料

（礼金及び更新料は契約期間の月数で分割した額を用います。）

他の名目の費用はすべて補助対象外です。

（名義変更手数料、仲介手数料、敷金、駐車場使用料、火災（又は家財）保険料など）

（※）法人が宿舎を借り上げ、保育士等の居住実態があっても、対象保育士等が特段の理由なく住民票を移さない、または転居・退職を見越して先に住民票だけ移してしまった場合等、住民票をおいていない期間は補助対象外となります。（月の途中の異動であれば、借り上げ経費を日割り計算で減額し、補助額を算定します。）法人が宿舎を借り上げた後はすみやかに住民票を移すこと、また、宿舎に居住しているうちは住民票を異動しないことを、前もって周知していただ

くことをお勧めします。

※住民票異動日に合わせて補助対象経費が減額となる主な例

4月1日から宿舎の契約開始、入居。住民票の手続きのため4月5日に役所へ行き、転入届の異動日（引っ越しした日）を4月5日として届け出てしまった。

⇒住民票上は4月5日から居住し始めたことになってしまいます。実際は4月1日から宿舎の賃借料が発生していても、補助金の算定では4月5日以降の日割りの経費を補助対象とすることになります。

（4）補助上限額

補助対象経費（一人あたり上限65,000円/月）の4分の3の額（48,750円）

※R6の63000円より引き上げ

《補助対象経費の経過措置》

令和元年度から引き続き令和6年度において本事業の対象者であって、引き続き同一法人・同一住居で令和7年度も補助対象となる者は、上限82,000円/月が適用されます。

なお、この経過措置の終了年度は未定ですが、国の方針に準じます。

4 申請後に発生する手続や注意事項

（1）補助金の交付が決定した園におかれましては、以下の書面を必ず保管してください。

当該事業にかかる実績報告書の添付資料として必要となります。

補助開始以降の賃借料、共益費（管理費）等、礼金、更新料の領収書の写し

初期費用以外は、賃料引き落とし口座の通帳、料金振込時の控え等、支払いの事実がわかる書類でかまいません。

補助対象期間中の補助対象者の給与明細又は賃金台帳の写し

補助開始後に、賃貸借契約を更新している場合は、更新後の賃貸借契約書の写し

（2）年度の途中で変更交付申請書の提出を依頼いたします。補助対象保育士等に増減がある（就職、退職、同一法人内での勤務園の異動、転居などにより宿舎を退去する等）場合や、補助対象経費に変更がある（契約の更新による賃借料の増額等）場合は、変更交付申請等の手続きが必要となります。変更交付申請の依頼がありましたらご提出くださいますようお願いいたします。

※退職や転居される場合、住民票の異動日にご注意ください。（退職・転居を見越して先に住民票だけ移してしまった場合等、住民票をおいていない期間は補助対象外となります。）

5 その他注意事項（別添「宿舎借り上げQ&A」も必ず併せてご覧ください）

補助対象経費のうち4分の1の額は法人負担としている点につき、4分の1の部分を入居する保育士等に負担させて法人負担を無くすることはできるか、というお問い合わせがありますが、法人負担をゼロにすることはできません。（補助対象経費の一部を保育士等に負担させる場合は、保育士

等の負担額を除いた金額に補助率 4 分の 3 をかけて補助額を算出するため。)

千葉市役所こども未来局幼児教育・保育部
幼保運営課 助成第 1 班
担当：中田
電話：043-245-5729
メール：unei-josei@city.chiba.lg.jp